

鹿角市公告第40号

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第5条第3項（同令第6条及び第7条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同令第5条第1項及び第5項並びに第7条第1項から第3項までの規定による公表の方法を次のとおり定める。

令和7年4月2日

鹿角市長職務代理者 鹿角市副市長 舩屋 修美

インターネットを利用して閲覧に供する方法によることとし、次に掲げるウェブサイトにおいて公表する。

- 1 鹿角市ホームページ (<https://www.city.kazuno.lg.jp>)
- 2 秋田県電子入札システム
(<https://cals05.pref.akita.lg.jp/ecydeen/do/PP1/koukoku/>)

附 則

この告示は、公表の日から施行する。